

資料9-1 令和6年度伊方発電所の運転管理状況

項 目		運 転 実 績			保安規定に ^(注1) 定める値	安全協定に 定める値		
		1号機	2号機	3号機				
運転時間	1号機、2号機、3号機別	— ^(注2)	— ^(注2)	6,561 時間				
	発電所全体	6,561 時間 ^(注3)						
発電電力量	1号機、2号機、3号機別	— ^(注2)	— ^(注2)	5,966,276 MWH				
	発電所全体	5,966,276 MWH						
放射性物質 の放出管理 状 況	気 体	放射性 希ガス	1号機、2号機、 3号機別	検出されず ^(注4)	検出されず ^(注4)	8.5×10 ⁸ Bq	3.7×10 ¹⁴ Bq/年 (放出管理目標値)	
		発電所全体	8.5×10 ⁸ Bq					
	ヨウ素 -131	1号機、2号機、 3号機別	検出されず ^(注4)	検出されず ^(注4)	検出されず ^(注4)			
		発電所全体	検出されず ^(注4)			7.7×10 ⁹ Bq/年 (放出管理目標値)		
	液 体	トリチウム を除く	1・2号機、 3号機別	検出されず ^(注4)		検出されず ^(注4)		
		発電所全体	検出されず ^(注4)			3.7×10 ¹⁰ Bq/年 (放出管理目標値)		
	トリチウム	1・2号機、 3号機別	5.5×10 ¹⁰ Bq		2.6×10 ¹³ Bq			
		発電所全体	2.6×10 ¹³ Bq			5.6×10 ¹³ Bq/年 ^(注5) (放出管理の基準値)		
放射性固体廃棄物保管状況 (貯蔵容量：38,500本)		累計 24,104 本 (200Lドラム缶) ^(注6)						
温排水 ^(注7) の放出管理 状 況	残 留 塩 素	検出されず ^(注8)		検出されず ^(注8)	0.02ppm以下			
	硫 酸 第 一 鉄	検出されず ^(注8)		検出されず ^(注8)	鉄として 0.05ppm以下			
	p H (水素イオン濃度)	8.0～8.1		8.0～8.1		7.8～8.3		
	水温上昇月間平均値 ^(注9)	— ^(注10)		0.2～6.6℃				
施設周辺 における 最大線量 ^(注11)	気 体	1.2×10 ⁻⁴ μSv/年			7μSv/年 ^(注12)			
	液 体	2.6×10 ⁻² μSv/年						
	合 計	2.6×10 ⁻² μSv/年						

(注1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、核燃料物質若しくは核燃料物質に汚染された物または発電用原子炉による災害の防止を図るために、伊方発電所の保安のために必要な措置を定めたもの。

(注2) 伊方発電所1号機は、平成28年5月10日に、伊方発電所2号機は、平成30年5月23日に運転終了。

(注3) 伊方発電所としての運転時間を示す。

(注4) 全ての検出限界濃度は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の測定下限濃度（気体廃棄物（希ガス）：2×10⁻² Bq/cm³、液体廃棄物（トリチウムを除く。）：2×10⁻² Bq/cm³（コバルト-60に対する値を代表として示す。）、気体廃棄物（ヨウ素-131）：7×10⁻⁹ Bq/cm³）以下である。放出口における測定値が全て検出限界濃度未満の場合に「検出されず」と表示する。

なお、検出限界濃度以上を検出した場合は、気体又は液体廃棄物中の放射能濃度の測定値 (Bq/cm³) と排気量又は排水量 (cm³) から放射性物質の放出量 (Bq) を算出している。

仮に、当該指針に示されている測定下限濃度で放出されたものとして計算すると、次のとおりとなる。

- ・気体廃棄物（希ガス）：2×10⁻² (Bq/cm³) ×7.7×10¹⁵ (cm³) =1.5×10¹⁴ (Bq)
- ・気体廃棄物（ヨウ素-131）：7×10⁻⁹ (Bq/cm³) ×7.7×10¹⁵ (cm³) =5.4×10⁷ (Bq)
- ・液体廃棄物（トリチウムを除く。）：2×10⁻² (Bq/cm³)※ ×3.2×10⁹ (cm³) =6.4×10⁷ (Bq)

※計算の例として、ここではコバルト-60の測定下限濃度を用いている。

(注5) トリチウムの公衆に与える影響が他の放射性物質によるものと比較して相対的に小さいため、放出管理目標値はなく、放出管理の基準値として管理している。

(注6) 固体廃棄物として、上表のほか、蒸気発生器保管庫に蒸気発生器4基、保管容器746 m³を保管

(注7) 温排水の放出管理状況についての測定は、1、2号機は放水口透過堤内、3号機は放水ピット内で実施

(注8) 残留塩素、硫酸第一鉄の検出限界は、0.01ppm

(注9) 循環水ポンプを作動させている期間の取放水口温度差の月間平均値

(注10) 復水器冷却用の海水は、1、2号機運転終了のため、取水していない。

(注11) 最大線量の評価は、評価指針による。

(注12) 努力目標値である。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和 51 年 3 月 31 日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力株から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 県は、四国電力株から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

(公表事項等)

第 3 条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力株から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力株から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ（様式第 1 号） ②四国電力株からの通報連絡 ③添付書類（異常の内容に応じて添付） <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の配置図 ・発電所の基本系統図 ・専門用語等の解説 ・周辺環境放射線調査結果 	①お知らせ（様式第 2 号） ②四国電力株からの報告

(公表方法)

第 4 条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載（発電所の配置図は除く。）
- (3) 閲覧（県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター）（発電所の配置図は除く。）

(公表時期)

第 5 条 公表時期は、別表のとおりとする。

(その他)

第 6 条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原子力安全対策課が対応する。

附 則 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
（省略）

附 則 この要領は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合

種類	区分	内 容	公 表 時 期*	
			報道機関	県ホームページ 閲 覧
主に設備に係るもの	A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音が発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
	B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後48時間以内に公表	通報連絡後48時間以内に掲載
	C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)
核物質防護に係るもの	PP	核物質防護に影響がある事態が発生し、その事態の脆弱性が解消されたとき	公表可能な段階で速やかに	掲載可能な段階で速やかに

※特定重大事故等対処施設に係る異常事態については、A、B、PP区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときに速やかに公表し、C区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときを通報連絡があったときとみなし、この表の公表時期に従うものとする。ただし、次のような内容については、その旨直ちに公表する。

- ・特定重大事故等対処施設の故障により原子炉を停止した場合
- ・特定重大事故等対処施設に係る火災、人身事故発生時に消防車、救急車が伊方発電所に入構する場合等

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

No.	発生 (通報) 年月日	県公表 年月日	異常の概要	国の 報告 対象	県の 公表 区分	号 機別	管理 区域	異常の 種類
令和6年4月の通報連絡件数				A: 1	B: 2	C: 0	PP: 0	計: 3
1	R6.4.1	R6.4.1	低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の不具合	無	B	123	内	設備故障
2	R6.4.17	R6.4.18	雑固体焼却設備の排ガスブローの不具合	無	B	123	内	設備故障
3	R6.4.17	R6.4.18	地震の観測(1号機:35ガル、2号機:38ガル、3号機:33ガル)(第2段湿分離加熱器ドレンタンク3A1の水位計測器の不具合)	無	A	123	—	地震観測
令和6年5月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 1	PP: 0	計: 1
4	R6.5.6	R6.6.10	地震の観測(1号機:3ガル、2号機:4ガル)	無	C	12	—	地震観測
令和6年6月の通報連絡件数				A: 1	B: 1	C: 2	PP: 0	計: 4
5	R6.6.1	R6.7.10	地震の観測(1号機:6ガル、2号機:5ガル、3号機:5ガル)	無	C	123	—	地震観測
6	R6.6.24	R6.6.24	原子炉補機冷却水冷却器海水出口弁の不具合	無	A ^{注1}	3	外	設備故障
7	R6.6.26	R6.7.10	火災感知器の誤作動	無	C	123	内	その他
8	R6.6.27	R6.6.27	原子炉補助建屋における消火設備の動作(セメント固化装置混練機の不具合)	無	B	3	内	設備故障
令和6年7月の通報連絡件数				A: 0	B: 1	C: 4	PP: 0	計: 5
9	R6.7.9	R6.8.13	総合排水処理装置の砂ろ過器空気排出弁からの水漏れ	無	C	3	外	設備故障
10	R6.7.11	R6.8.13	火災感知器の誤作動	無	C	123	外	その他
11	R6.7.26	R6.7.26	資材保管庫におけるコンセントの焦げ跡	無	B	3	内	その他
12	R6.7.26	R6.8.13	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
13	R6.7.31	R6.8.13	火災感知器の誤作動	無	C	3	外	その他
令和6年8月の通報連絡件数				A: 2	B: 1	C: 3	PP: 0	計: 6
14	R6.8.1	R6.8.5	作業員の負傷	有 ^{注2}	A ^{注3}	3	外	負傷等
15	R6.8.1	R6.8.2	1次冷却材ポンプ3C封水注入系統配管フランジ部からの水漏れ	無	B	3	内	設備故障
16	R6.8.5	R6.9.10	原子炉コントロールセンタ3Aのケーブル接続端子の焦げ跡	無	C	3	外	設備故障
17	R6.8.6	R6.9.10	火災感知器の誤作動	無	C	3	外	その他
18	R6.8.17	R6.8.21	作業員の体調不良	有 ^{注2}	A ^{注3}	3	内	負傷等
19	R6.8.19	R6.9.10	自動火災報知設備の不具合	無	C	123	外	設備故障
令和6年9月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 5	PP: 0	計: 5
20	R6.9.11	R6.10.10	作業員の負傷	無	C	—	外	負傷等
21	R6.9.12	R6.10.10	火災感知器の誤作動	無	C	3	外	その他
22	R6.9.15	R6.10.10	火災感知器の誤作動	無	C	3	外	その他
23	R6.9.20	R6.10.10	地震の観測(1号機:5ガル、2号機:5ガル、3号機:5ガル)	無	C	123	—	地震観測
24	R6.9.21 (R6.9.22)	R6.10.10	火災感知器の誤作動	無	C	3	外	その他
令和6年10月の通報連絡件数				A: 1	B: 0	C: 1	PP: 0	計: 2
25	R6.10.2	R6.10.7	炉内核計装装置の不具合による原子炉停止	無	A	3	外	設備故障
26	R6.10.16	R6.11.11	エタノールアミン排水処理装置の電解液ポンプの不具合	無	C	3	外	設備故障
令和6年11月の通報連絡件数				A: 0	B: 1	C: 5	PP: 0	計: 6
27	R6.11.1	R6.12.10	作業員の負傷	無	C	—	外	負傷等
28	R6.11.9	R6.12.10	電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	その他
29	R6.11.9	R6.12.10	電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	その他
30	R6.11.9	R6.11.10	外部電源に係る運転上の制限の逸脱	無	B	3	外	その他
31	R6.11.15	R6.12.10	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
32	R6.11.28	R6.12.10	火災感知器の誤作動	無	C	3	外	その他
令和6年12月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 0	PP: 0	計: 0
令和7年1月の通報連絡件数				A: 1	B: 0	C: 1	PP: 0	計: 2
33	R7.1.10	R7.1.10	原子炉補助建家における火災	無	A	2	内	その他
34	R7.1.13	R7.2.10	地震の観測(1号機:4ガル、2号機:4ガル、3号機:4ガル)	無	C	123	—	地震観測
令和7年2月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 3	PP: 0	計: 3
35	R7.2.5	R7.3.10	自動火災報知設備の不具合	無	C	2	外	設備故障
36	R7.2.11	R7.3.10	放射線総合管理システムのデータ伝送停止	無	C	123	外	設備故障
37	R7.2.21	R7.3.10	300kVA電源車の起動試験時の不具合	無	C	3	外	設備故障
令和7年3月の通報連絡件数				A: 0	B: 1	C: 3	PP: 0	計: 4
38	R7.3.3	R7.4.10	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
39	R7.3.7	R7.4.10	電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	その他
40	R7.3.16	R7.3.17	火災受信機盤の異常信号の発信	無	B	123	内	設備故障
41	R7.3.28	R7.4.10	従業員の負傷	無	C	123	外	負傷等
令和6年度合計				A: 6	B: 7	C: 28	PP: 0	計: 41

注1: 国が判断するための四国電力側の確認作業に時間を要したため、A区分として公表

注2: 労働安全衛生法に基づく報告

注3: 国の判断に時間を要したため、A区分として公表

(参考)伊方発電所からの異常時通報連絡状況

年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
A	—	5	3	5	7	9	5	7	2	9	4	2	1	2	1	8	1	1	5	6	3	7	9	5
B	—	6	10	11	8	7	5	11	5	8	11	5	2	3	2	0	3	4	3	4	2	4	4	4
C	—	29	33	30	35	23	23	30	26	30	29	26	18	12	17	24	19	15	14	20	13	17	18	24
PP	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0
合計	64	40	46	46	50	39	33	48	33	47	44	33	21	17	20	32	23	20	22	30	18	28	31	33

年度	令和6年度												合計
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
A	1	0	1	0	2	0	1	0	0	1	0	0	6
B	2	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	7
C	0	1	2	4	3	5	1	5	0	1	3	3	28
PP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	1	4	5	6	5	2	6	0	2	3	4	41